

一級
二級
木造

建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の（名称、所在地、開設者、開設者住所、管理建築士、所属建築士、役員、電話番号、FAX）を下記のとおり変更したので、建築士法第23条の5の規定により届出ます。

令和 年 月 日

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称	
	所 在 地	(〒) 電話 ()
	建築士事務所の別	一級 二級 木造
	開設者 住所・氏名	
	登録番号	高知県知事登録第 号
	登録年月日	令和 年 月 日
	管理建築士氏名 及 び 建築士登録番号	() 建築士 () 登録 第 号

(注) 記載内容は変更後の内容としてください。

記

変 更 事 項

変更前

変更後